第三条の十三第一項第二号中「第八項第二号」の下に「及び第九項」を加え、同項第三号中「第三条の十六」を「第三条の十五」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第七項中「第三条の十六第一項」を「第三条の十五第一項」に改める。

第三条の十四を削り、第三条の十五を第三条の十四とする。

第三条の十六第二項第一号中「通知書（」を「通知書等（」に、「通知書を」を「通知書又は同項に規定する所轄税務署長の確認に係る書面を」に、「通知書に」を「通知書等に」に、「通知書の」を「通知書等の」に改め、同項第四号イ⑵及びロ⑵並びに第四項第四号中「通知書」を「通知書等」に改め、同条を第三条の十五とする。

第三条の十七中「第二条の三十四」を「第二条の三十三」に改め、同条を第三条の十六とする。

第三条の十七の二第一項中「第二条の三十六第二項」を「第二条の三十五第二項」に改め、同条第二項中「第二条の三十六第七項第五号に規定する財務省令」を「第二条の三十五第七項第五号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二条の三十六第七項第五号」を「第二条の三十五第七項第五号」に改め、同条第四項中「第二条の三十六第十項に規定する財務省令」を「第二条の三十五第十項に規定する財務省令」に改め、同項第一号及び同条第六項中「第二条の三十六第十項」を「第二条の三十五第十項」に改め、同条を第三条の十七とする。

第五条の六第十一項中「第五条の三第十項第四号」を「第五条の三第十一項第四項」に、「知的財産権の使用料の額は」を「試験研究費の額は」に、「第十条第六項第一号」を「第十条第一項」に、「第五条の三第九項第八号」を「第五条の三第十項第八号」に、「使用料の額で」を「使用料で」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第五条の三第十項第二号」を「第五条の三第十一項第二号」に、「を支出した」を「が生じた」に改め、同項第一号中「第五条の三第九項第二号に掲げる」を「第五条の三第十項第二号に掲げる」に改め、同号イ中「大学等が支出する原材料費、人件費（当該試験研究に直接従事する者に係るものに限る。）、旅費（当該試験研究に直接従事する者の当該試験研究に係るものに限る。）、経費（当該試験研究の用に供される機械及び装置並びに工具、器具及び備品の購入に要する費用に限る。）及び外注費の額のうち、」を「個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される法第十条第一項に規定する試験研究費の額（以下この項において「試験研究費の額」という。）のうち当該大学等が支出する当該試験研究に要した費用であつて」に、「第五条の三第九項第二号」を「第五条の三第十項第二号」に、「）である」を「）に係るものである」に改め、同号ロ中「当該個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される法第十条第六項第一号